官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
一　○国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通一〇）
〔その他告示〕
二　○円借款の供与に関する日本国政府とガイアナ協同共和国王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務六四）
三　○保安林の指定を解除する件（農林水産一七二～一八七）
四　○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通二八〇）
五　○高速自動車国道に関する件（同二八一～二八三）
六　○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁七）
七　○海上における射撃訓練を実施する件（防衛四〇、四一）
○道路に関する件（関東地方整備局三六～三八）
○都市計画に関する件（同三九、四〇）
○都市計画に関する件（中部地方整備局一二、一三）
○道路に関する件（中国地方整備局一五）
〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に定める国土交通大臣の権限又は事務について委任を行うこととした件（国土交通省）
中国地方整備局公示（中国地方整備局）
法　務
公証人任免（法務省）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配二一）
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、河川法に基づく工作物返還に係る公示、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

省令

○国土交通省令第十号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第四条の規定に基づき、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十八日　国土交通大臣　金子　恭之

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和四年国土交通省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
別表（第三条関係）	
項名	歳入等
一	（略）
二	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条第一項に規定する者（海技免状若しくは操縦免許証の有効期間の更新を申請する者、海技免状若しくは操縦免許証の再交付を申請する者、海技免許若しくは操縦免許について付されている限定の変更若しくは解除を申請する者又は小型船舶操縦士免許原簿に登録された事項の変更を申請する者に限る。）が同項の規定により国に納めなければならない手数料
三	イ　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号に掲げる者（自動車検査証又は検査標章の再交付を申請する場合に限る。）が同項の規定により国に納めなければならない手数料

改正前	
別表（第三条関係）	
項名	歳入等
一	（略）
二	イ　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号に掲げる者又は第十一号に掲げる者（自動車検査証又は検査標章の再交付を申請する場合に限る。）が同項の規定により国に納めなければならない手数料 ロ　道路運送車両法第百二条第二項に規定する者が同項又は同条第三項の規定により国に納めなければならない手数料